

議案第43号 三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

【趣 旨】

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）が改正されることに伴い、関連する三田市手数料条例の項目について改正しようとするもの。

【内 容】

法律名の改正 旧「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」
新「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」

【施行期日】

令和6年4月1日

【予算措置】

新年度予算に影響はない。

2. 建築基準法関係

【趣 旨】

建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正が行われたことに伴い、関連する三田市手数料条例の項目について改正しようとするもの。

【内 容】

既存不適格建築物の増改築等を行う場合は、原則現行法令に適合させなければならないが、建築物の省エネ化の改修工事を促進するため、特定行政庁が支障がないと認める規定について対象外とする緩和規定を新設。

【施行期日】

令和6年4月1日

【予算措置】

新年度予算に影響はない。